

厚生労働科学研究費補助金における不正使用等の事案に係る公表の方針について

1. 現状と課題

- 厚生労働科学研究費補助金（以下「厚労科研費」という。）については、不正使用（他の用途への使用、交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用等）や研究上の不正行為（データの捏造、改ざん及び盗用）が判明した場合、不正使用等を行った者の所属する研究機関に対し、当該事案の公表を行うことを求めているが、必ずしも適切に公表が行われていない場合も見られる。

（関係規程）

- ・「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」（平成 13 年 7 月 5 日厚科第 332 号厚生科学課長決定）
 - ・「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」（平成 19 年 4 月 19 日厚生科学課長・国立病院課長決定）
- また、厚生労働省においては、不正使用等を行った者に対し、厚労科研費の交付決定の取り消し、返還命令、一定期間の交付制限等の措置を行っているところであるが、厚生労働省における事案の公表については明確な方針が定められていない。

2. 対応方針

- 不正使用等が判明した場合は、研究機関において適切に公表が行われるよう、引き続き研究機関に対して必要な指導を行う。
- 厚生労働省においては、今後、原則としてすべての事案について、事案の概要や措置の内容（交付決定取消、返還命令、交付制限等）を公表することとする。
- 研究者に対し、上記の方針について、厚労科研費の公募要項上に明記する等により周知する。

関係規程

- 「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」（平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定）（抜粋）

4 事務委任を受けた機関の長が行うべき事務の内容

直接経費の管理及び適正な執行のための事務を、以下の各項に従い行うこと。

(12) 不正行為への対応

補助金の不正使用に関する告発を受け付ける窓口を設置して機関内外に公開するとともに、不正に関する情報の通報者の保護、規定の整備等調査体制の整備、迅速・公正な調査の実施、厚生労働省等への報告、事案の公表、必要に応じた不正の防止のための措置等を行うこと。

また、研究成果におけるデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用についての情報を把握した場合には、各機関において定める規定又は別に定める「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年4月19日科発第0419003号厚生科学課長、医政病発第0419001号国立病院課長決定）に基づき、処理を行うこと。

- 「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」（平成19年4月19日厚生科学課長・国立病院課長決定）（抜粋）

4. 3. (7) 調査結果の公表

[1]調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。